

弁護士による無料電話相談



リストラ・退職勧奨・出向命令 相談ホットライン

2016年

3月19日（土）

10時～17時

03-3251-5363



国の助成金を利用しながら人材会社がリストラマニュアルを顧客企業に提供するといったビジネスを展開していることが明らかになりました(王子ホールディングズ/テンプHD事件・2月29日付朝日新聞)。このようなリストラ手法は断じて許されません。

下記のような状況に追い込まれている方、ご相談下さい。また、過去に経験がある方の情報提供もお待ちしています。

- ・度重なる退職勧奨を受けている
- ・低評価や降格を連続して受けている
- ・出向を命じられたが、出向先で仕事が与えられない
- ・再就職支援会社に行くよう命じられた

主催：日本労働弁護団

「労働弁護団」で検索！
FBも日々更新中！

TEL： 03-3251-5363 FAX： 03-3258-6790

※日本労働弁護団は、憲法で保障された労働者と労働組合の権利を擁護することを目的として、全国の弁護士によって組織された団体です。会員弁護士は現在全国約1700名。